

議案第 3 号

沖縄県歴代宝案編集委員会規則の一部を改正する規則について

沖縄県歴代宝案編集委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成23年7月20日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県歴代宝案編集委員会規則の一部を改正する規則

沖縄県歴代宝案編集委員会規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（作業部会）

第8条 委員会の円滑な運営を図り、歴代宝案の編集内容に係る専門の事項を調査審議させるため、委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、部会長及び部会員で組織する。

3 部会長及び部会員は、県内居住の委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 作業部会は、部会長が招集する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要の説明

文化財課

1 件名

沖縄県歴代宝案編集委員会規則の一部を改正する規則

2 改正の必要性

歴代宝案編集業務を円滑に推進するため、歴代宝案編集委員会のもとに作業部会を設置する必要があり、沖縄県歴代宝案編集委員会規則の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

沖縄県歴代宝案編集委員会規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（作業部会）

第8条 委員会の円滑な運営を図り、歴代宝案の編集内容に係る専門の事項を調査審議させるため、委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、部会長及び部会員で組織する。

3 部会長及び部会員は、県内居住の委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 作業部会は、部会長が招集する。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

沖縄県歴代宝案編集委員会規則（平成元年県教育委員会規則第6号）新旧対照表			
	改 正 索 求	現 行	
第1条～第7条（略） (作業部会)	第1条～第7条（略） (追加)	第1条～第7条（略） (追加)	
<u>第8条</u> 委員会の円滑な運営を図り、歴代宝案の編集内容に係る専門の事項を調査審議させるため、委員会に作業部会を置くことができる。			
2 作業部会は、部会長及び部会員で構成する。			
3 部会長及び部会員は、県内居住の委員のうちから委員長が指名する者をもつて充てる。			
4 作業部会は、部会長が招集する。 (庶務)			
<u>第9条</u> 委員会の庶務は、教育庁文化財課において処理する。 (補則)			
2 この規則に定めるものほか、必要な事項は、教育長が別に定める。			
<u>第10条</u> この規則に定めるものほか、必要な事項は、教育長が別に定める。			

(注) 改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。